2025年版

全地連
生涯収入サポート

（団体長期障害所得補償保険）

団体割引適用！

病気やケガで長期間働けなくなった場合の収入補償！

- 従業員に生き生きと働いてほしい
- 福利厚生を充実させたい
- 健康経営にチャレンジ！！

そうお考えの経営者の皆様、是非ご覧ください！

申込締切日

新規
2025年7月1日（火）

継続
2025年6月20日（金）

保険期間

2025年8月1日～
2026年8月1日の1年間

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

人員確保は経営上の重要課題です！

■経営上の問題点としても、従業員の確保難が上位項目として挙げられています。

■従業員数の不足感は全産業においても、慢性的な傾向となってきており、
特に建設業での従業員不足は深刻な問題となっています。

○経営上の問題点

	１位	２位	３位	４位	５位
建設業	材料価格の上昇	**従業員の確保難**	熟練技術者の確保難	民間需要の停滞	官公需要の停滞

○従業員数過不足ＤＩ　… 従業員が「過剰」と答えた企業の割合－「不足」と答えた企業の割合

産業	２０２４年			
	１－３月	４－６月	７－９月	１０－１２月
全産業	▲21.9%	▲21.6%	▲22.1%	▲22.9%
建設業	▲37.1%	▲38.3%	▲40.8%	▲42.4%

出典　中小企業庁　中小企業景況調査（２０２４年１０－１２月期）

メンタルヘルス対策の重要性は年々増加しています！

■精神障害の労災請求件数は年々増加傾向！

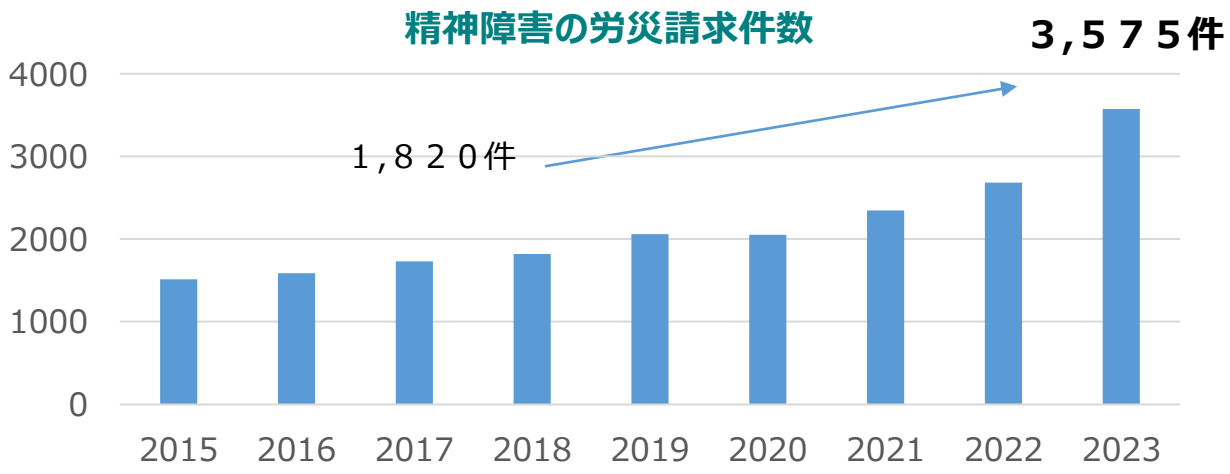

出典　厚生労働省　令和５年度過労死等の労災補償状況

ケガや病気の際に「収入の減少」は大きな不安です！

■ ケガや病気で長期の就業不能障害となった際の金銭的な問題は、多くの方が不安を抱えています。

ケガや病気に対する不安の内容

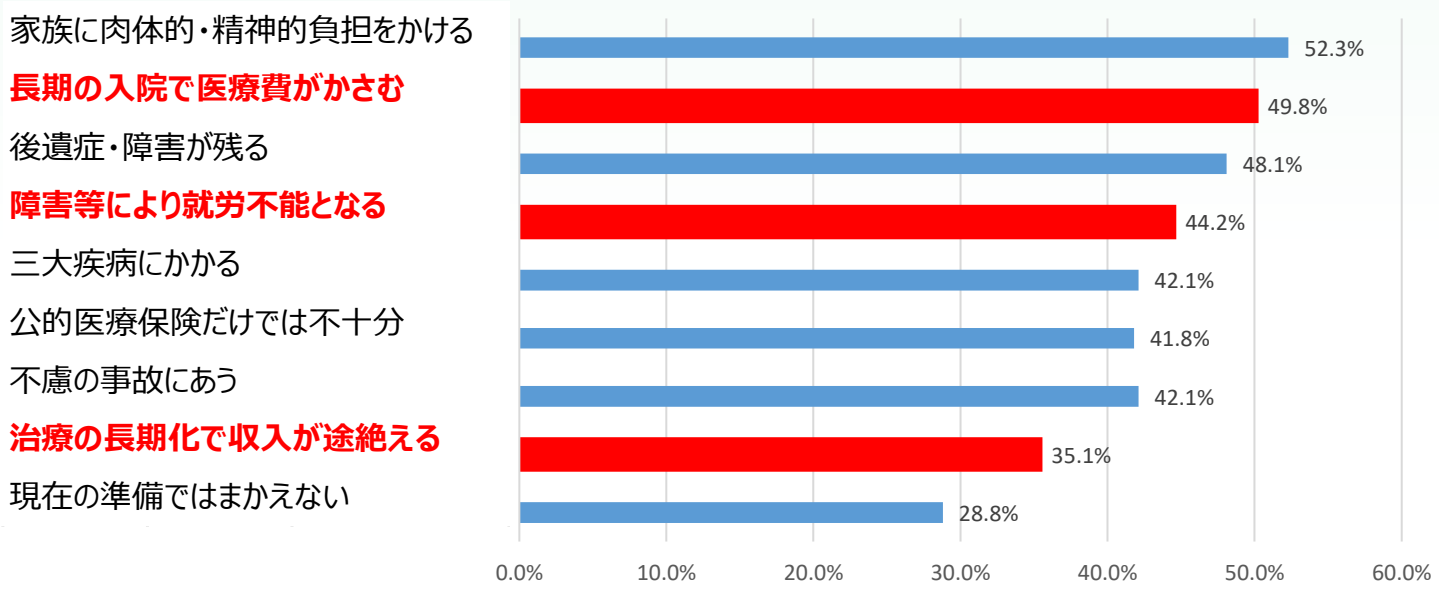

出典：生命保険文化センター「令和４年度生活保障に関する調査」より抜粋

大切な従業員様の長期休職による収入減に対する支援制度となる

「生涯収入サポート」（企業一括加入型）

をご提案させていただきます

もしも、従業員が病気やケガで休職※した場合・・・

有給休暇や健康保険の手当（傷病手当金）などで一定期間の収入は補填されますが、それらの期間を超える長期の休職※となった場合、従業員の収入は無くなってしまいます。

※保険期間中に身体障害となり退職され、就業障害が継続している場合を含みます。

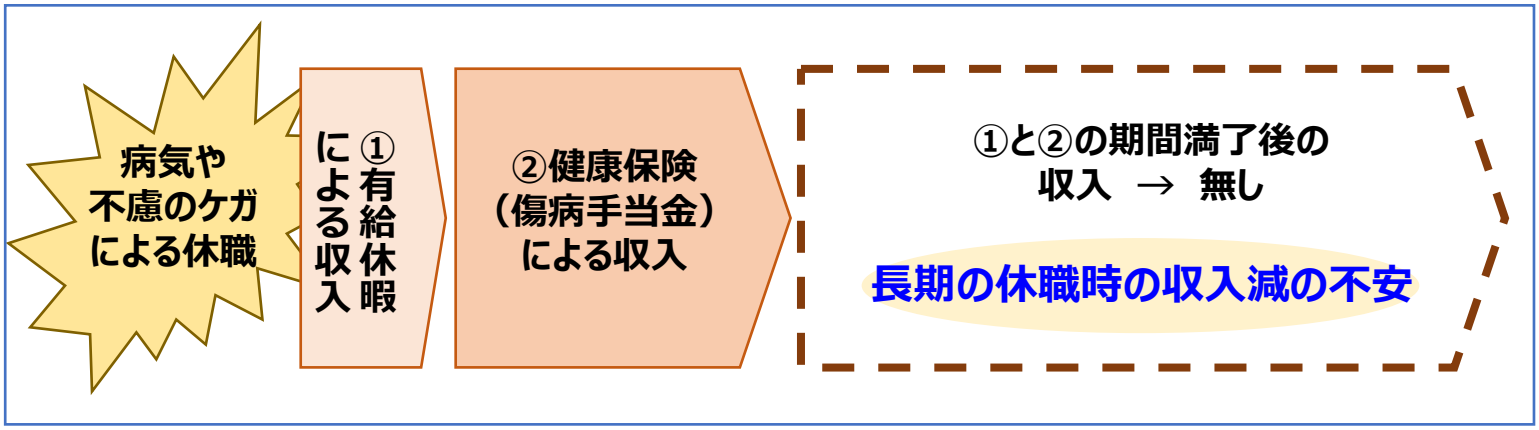

『生涯収入サポート』（企業一括加入型）の特長

1　ケガや病気で長期にわたり働けない場合に所得を補償

◆最長で満６４歳まで（※）の方が対象です　　⇒ **最長満６５歳まで**保険金をお支払いします！
（※）Ｐ.５記載の「加入タイプＢ５」にご加入の場合です
また「加入タイプＢ５」の場合、年齢区分 満６０～６４歳の方は対象期間３年となります
◆健康保険の対象となる方が本保険の対象となり、役員およびパート・アルバイトの方は対象外です
◆保険期間中に身体障害となり退職され、就業障害が継続している場合は、対象期間の範囲内で補償が続きます

2　メンタル不調にともなう就業障害も補償
復職後もしっかりサポート！

◆業務中や日常生活、病気・ケガ、国内・国外を問わず補償します
◆入院中に限らず通院・自宅療養・リハビリテーション中でも、保険金の支払要件を満たす限り補償されます
◆精神障害補償特約により、躁病、うつ病等による就業障害も対象です
（この場合の保険金のお支払いは**最長２年間**）
◆復職して業務に戻った場合でも、所得の喪失割合が２０％を超える期間については、その喪失割合に応じて保険金を支払います

3　健康に関する告知は「一括告知」

◆企業として一括して告知いただきますので、従業員の皆様のそれぞれの告知は不要です
◆企業一括加入型の要件はP.４をご参照ください

4　従業員名簿のご提出は不要、
中途での増員・減員のお手続きも不要

◆一括でご加入いただくため、従業員名簿のご提出および中途での増員・減員のお手続きも不要です

5　従業員の健康管理を支援するサービス（無料）が利用可能

◆従業員の皆様の心と身体の健康に関する相談窓口、人事労務担当者さまの相談窓口等、無料でサポートサービスがご利用いただけます
ご利用いただく際は、**別途ご案内のSOMPO　健康・生活サポートサービス専用電話番号**までご連絡ください

6　団体割引（５％）を適用！

◆団体制度ならではの割引を適用しています

『生涯収入サポート』（企業一括加入型）の概要

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

■補償の概要

会員企業の従業員の皆様が、保険期間中に病気またはケガにより、その直接の結果として就業障害となり、支払対象外期間を超えて保険金支払期間中その状態が継続した場合に、**最長満６５歳まで**保険金をお支払いします。

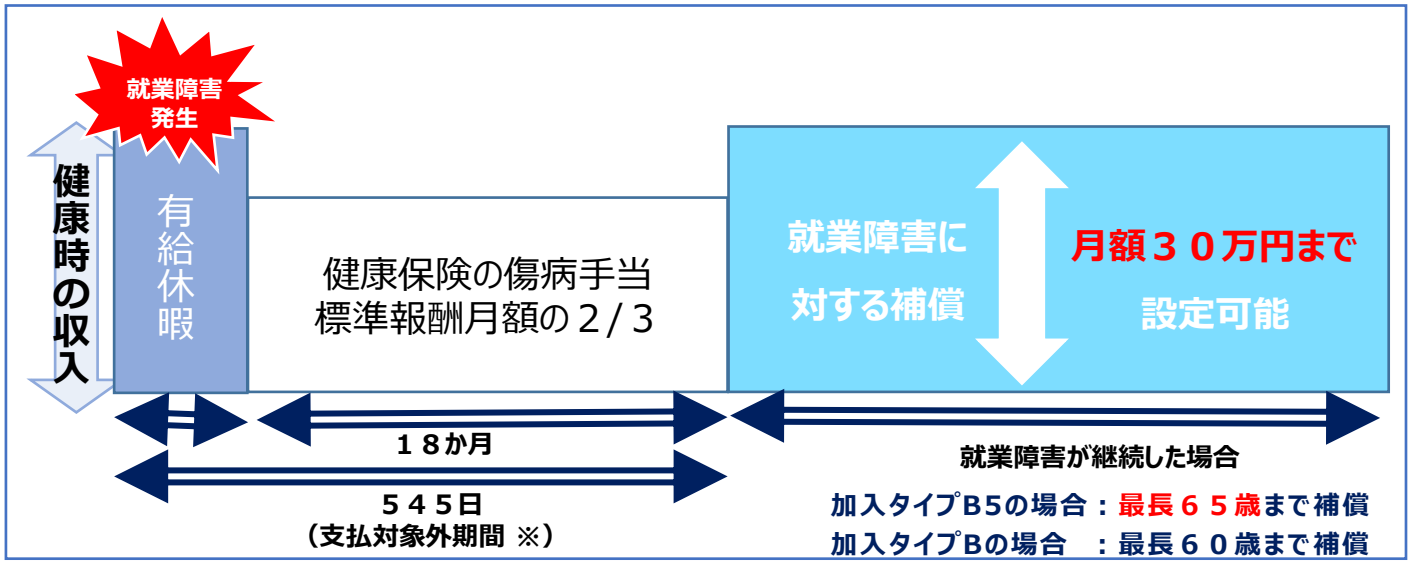

※健康保険傷病手当金がある約１年６か月以降の補償となります。

■企業一括加入型の要件

・従業員（保険の対象となる従業員）が１０名以上の企業、かつ構成員全員※を保険対象とすること

・定期健康診断等により、保険加入する企業が構成員全員の健康状態等を把握可能なこと

※構成員とは保険期間の開始日または中途加入日時点において、下記の要件をすべて満たす者とします。
① 年齢が満６４歳または５９歳以下で、下記のいずれかに該当する者
（ア）社員（イ）準社員（ウ）嘱託社員（就業規則に定める嘱託社員のうち、日勤嘱託社員に限り、非日勤嘱託社員を除く）
（エ）定時社員
② 正常に勤務している者　（身体障害による就業障害により休職している者を除いた者をいいます）

■月額保険金額

・１口５万円／月額からご加入可能であり、月額３０万円が限度となります。

・ご加入直前１２か月における所得の平均月間額の７０％を目安としてください。

■「企業一括加入型」と「任意加入型」により補償も充実！

・全地連の生涯収入サポートでは、会社が従業員全員分の保険料を負担して従業員全員に一定額を補償する**「企業一括加入型」**にご加入いただき、補償の上乗せ加入を希望する従業員の皆様が不足する部分について保険料を（自己負担で）追加してご加入いただく**「任意加入型」**を社内にて募集することで補償が充実します！

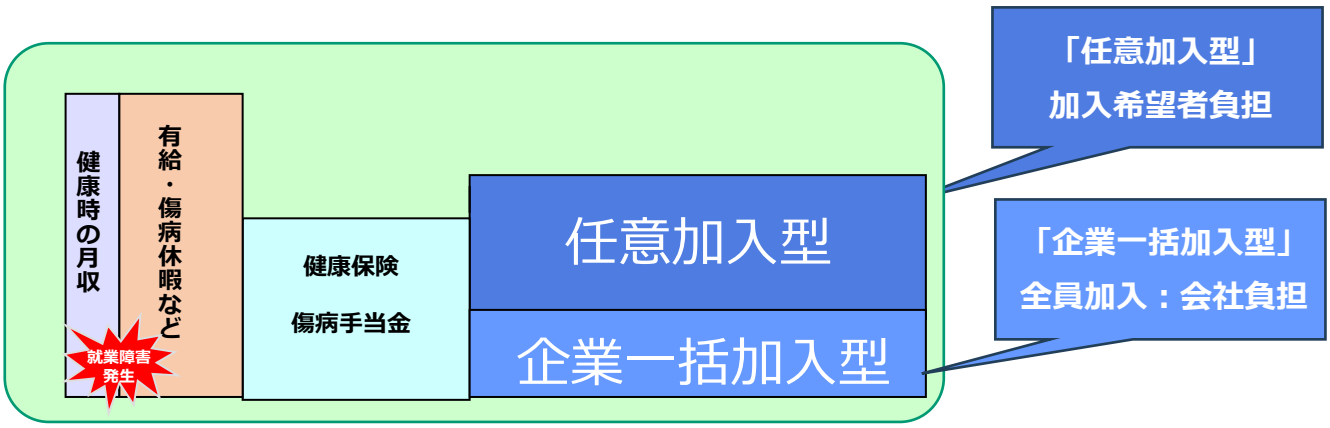

「企業一括加入型」の保険料（会社掛け）

■年額保険料（１口あたり）

※保険料のお支払方法は、一時払となります

＜加入タイプＢ５＞
保険期間１年／払込方法　一時払／支払対象外期間　５４５日／
対象期間６５歳まで**(最長満65歳まで補償)**／妊娠に伴う身体障害補償特約セット／精神障害補償特約セット／無事故戻し　なし／
団体割引５％

年齢区分	加入タイプB5　年間保険料（1口）	
	男性	女性
満15歳～24歳	5,377円	3,738円
満25歳～29歳	5,626円	4,908円
満30歳～34歳	6,149円	6,541円
満35歳～39歳	7,538円	9,611円
満40歳～44歳	11,391円	15,352円
満45歳～49歳	16,681円	22,045円
満50歳～54歳	23,714円	29,157円
満55歳～59歳	26,032円	27,967円
満60歳～64歳（＊）	27,448円	25,739円

（＊）年齢区分満60歳～64歳の方は対象期間が3年となります。

＜加入タイプB＞
保険期間１年／払込方法　一時払／支払対象外期間　５４５日／
対象期間６０歳まで**(最長満60歳まで補償)**／妊娠に伴う身体障害補償特約セット／精神障害補償特約セット／無事故戻し　なし／
団体割引５％

年齢区分	加入タイプB　年間保険料（1口）	
	男性	女性
満15歳～24歳	5,217円	3,578円
満25歳～29歳	5,387円	4,669円
満30歳～34歳	5,829円	6,062円
満35歳～39歳	6,979円	8,733円
満40歳～44歳	9,875円	13,118円
満45歳～49歳	13,170円	17,097円
満50歳～54歳	14,777円	17,666円
満55歳～59歳（＊）	15,737円	16,635円

（＊）年齢区分満55歳～59歳の方は対象期間が3年となります。

※　保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

（参考）「任意加入型」の保険料（個人掛け）

■従業員様が個人でご加入の場合の月額保険料

※保険料のお支払方法は、月払となります

＜加入タイプＢ５＞　１口：月額保険金額　５万円
保険期間１年／払込方法　月払／支払対象外期間　５４５日／
対象期間６５歳まで**(最長満65歳まで補償)**／妊娠に伴う身体障害補償特約セット／精神障害補償特約セット／無事故戻し　なし／
団体割引５％

年齢区分	加入タイプB5　月間保険料（1口）	
	男性	女性
満15歳～24歳	448円	311円
満25歳～29歳	469円	409円
満30歳～34歳	512円	545円
満35歳～39歳	628円	801円
満40歳～44歳	949円	1,279円
満45歳～49歳	1,390円	1,837円
満50歳～54歳	1,976円	2,430円
満55歳～59歳	2,169円	2,331円
満60歳～64歳（＊）	2,287円	2,145円

（＊）年齢区分満60～64歳の方は対象期間3年となります。

＜加入タイプB＞　１口：月額保険金額　５万円
保険期間１年／払込方法　月払／支払対象外期間　５４５日／
対象期間６０歳まで**(最長満60歳まで補償)**／妊娠に伴う身体障害補償特約セット／精神障害補償特約セット／無事故戻し　なし／
団体割引５％

年齢区分	加入タイプB　年間保険料（1口）	
	男性	女性
満15歳～24歳	435円	298円
満25歳～29歳	449円	389円
満30歳～34歳	486円	505円
満35歳～39歳	582円	728円
満40歳～44歳	823円	1,093円
満45歳～49歳	1,098円	1,425円
満50歳～54歳	1,231円	1,472円
満55歳～59歳（＊）	1,311円	1,386円

（＊）年齢区分満55～59歳の方は対象期間3年となります。

※　保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
※　本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2025年4月現在）

新規（中途）・継続加入の申込手続について

ご加入方法	１年を通じてご加入可能です。 ２０２５年８月１日からご加入される場合の申込締切日 【継続】２０２５年６月２０日（金）　【新規】２０２５年７月１日（火） 【中途加入】毎月20日までの保険会社受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの保険会社受付分は翌々月1日）から2026年8月1日午後4時までとなります。
申込書類（加入依頼書一括告知書）の送付先	申込書類（団体長期障害所得補償保険加入依頼書・一括告知書）にご記入いただき、捺印箇所に必ずご捺印のうえ、下記までご返送ください。 ※中途加入の場合もご提出いただく申込書類は新規・継続加入の場合と同様です。 **株式会社ジオ・ビジネスサービス** 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F TEL:03-3518-4900　FAX:03-3518-4901
保険料相当額の収納方法 保険料振込先口座	企業一括加入型の保険料のお支払方法は、一時払となります。 下記口座へ保険料をお振込ください。７月４日（金）までに着金となるようお手配ください。 **一般社団法人　全国地質調査業協会連合会** **三菱UFJ銀行　本郷支店　普通預金319462**

無料でご利用いただけます！　SOMPO　健康・生活サポートサービス

人事労務担当者向け　メンタルヘルスサービス（平日9:00～17:00）

ご加入企業の人事・労務のご担当者向けの役立つサポートサービスがご利用いただけます。

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお応えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお応えします。

産業医サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が、メンタルヘルスを非専門とする産業医との対応等に関する相談にお応えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお応えします。

メンタルヘルス個別相談

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が従業員のメンタルヘルスに関する人事労務担当者からの個別相談について、電話または面談で対応します。
面談の場所はＳＯＭＰＯヘルスサポート㈱のカウンセリングルームとなります。１案件につき１回５０分の面談で、事前に予約が必要。継続的に相談が必要な場合は有料となります。

メンタルヘルスセミナーへの招待

ＳＯＭＰＯヘルスサポート㈱主催のセミナーに無料招待します。

健康だより

健康管理等に関わるトピックスをメール配信します。

従業員様向け　メディカル＆メンタルヘルス等サービス

ご加入企業の従業員様向けに、以下のサポートサービスもご用意しております。

●健康・医療　●介護関連相談サービス　●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
●医療機関情報相談サービス提供サービス　●専門医相談サービス（予約制）　●法律・税務・年金相談サービス（予約制）
●メンタルヘルス相談サービス　●メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス　●こどものお悩みほっとライン

（注１）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注２）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注３）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注４）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注５）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
（注６）１回のご相談時間は３０分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
（注７）応対者の指名はできません。
（注８）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
（注９）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。
（注10）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のＳＯＭＰＯ 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

●商品の仕組み　この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
●保険契約者　一般社団法人 全国地質調査業協会連合会（以下「全地連」）
●保険期間　2025年8月1日午後4時から1年間となります。
●申込締切日　継続契約：2025年6月20日（金）新規契約：2025年7月1日（火）
●引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等お手続方法、引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間等）、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者・被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者　全地連の構成員である「各地区協会」の構成員である地質調査事業者
●被保険者　全地連の構成員である各地区協会の構成員である「地質調査業者の従業員」　（満15歳以上64歳以下の方が対象となります。）
●お支払方法　一時払方式のみとなります。
●中途加入　保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの保険会社受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの保険会社受付分は翌々月1日）から2026年8月1日午後4時までとなります。
●中途脱退　この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。毎月20日までの保険会社受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの保険会社受付分は翌々月1日）からの脱退となります。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が１０名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください
●満期返れい金・契約者配当金　この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容　【保険金をお支払いする場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額（月額）＝保険金額×所得喪失率(※1) （※1）所得喪失率＝（就業障害発生前の所得額－回復所得額）÷就業障害発生前の所得額 （注1）就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額（30万円）を限度とします。 （注2）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 （注3）保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 （注4）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払する期間(※)＝就業障害である期間－支払対象外期間 (※)協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（「P.5記載の加入タイプB5では65歳に達するまで」「P.5記載の加入タイプBでは60歳に達するまで」）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。「加入タイプB5」において、ご加入時に満60歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。「加入タイプB」において、ご加入時に満55歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 （注5）対象期間（「P.5記載の加入タイプB5では65歳に達するまで」「P.5記載の加入タイプBでは60歳に達するまで」）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 （注6）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注7）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注8）支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注）支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 （注9）精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。 （注10）被保険者の妊娠、出産、早産、流産によって生じた身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、支払対象外期間は、主契約の支払対象外期間または90日のいずれか長い期間とします。

補償の内容 【保険金をお支払いできない場合】

次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。
①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
⑦地震、噴火またはこれらによる津波
⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
⑨発熱等の他覚的症状のない感染　など

（注）精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。
また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注）団体長期障害所得補償保険を複数ご契約（※）された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
（※）他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

＜ご継続の場合も必ずご確認ください。＞

●保険金額の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度（※１）等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等（※２）にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
（※１）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
（※２）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

保険金額の設定目安（健康保険（例：給与所得者）の場合

「支払対象外期間」と「休業補償期間」の関係	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
企業、健康保険（傷病手当金等）からの休業補償期間以上を支払対象外期間とするご加入タイプをお申込みされる場合	70%
上記以外	40%

●特定疾病等対象外について
・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
（注）「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎　など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎　など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石　など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸　など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤　など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症　など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症　など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血　など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。
ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。
なお、保険期間の中途での削除はできません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	（支払対象外期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 （対象期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

注意喚起情報のご説明

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

＊次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

注意喚起情報のご説明＜続き＞

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
●継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業障害（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。
（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3．ご加入後における留意事項（通知義務等）

●被保険者がご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
・被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
・他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
・他の保険契約等がある場合　　など
＜重大事由による解除等＞
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4．責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
＊中途加入の場合は、毎月20日までの保険会社受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの保険会社受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5．事故がおきた場合の取扱い

●就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書　など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、入院通院申告書、診察券（写）、運転免許証（写）、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書　など

必要となる書類のつづき

	必要となる書類	必要書類の例
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（注1）就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、前記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
（注2）身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6．保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【お支払いできない主な場合】をご確認ください。

7．中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9．個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取り扱いに同意の上ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約　□保険金額　□保険期間
□保険料、保険料払込方法　□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
□保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3.お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。
□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

制度運営　一般社団法人 全国地質調査業協会連合会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1－5－13（内 神田ＴＫビル３Ｆ）
☎ 03－3518－8873　ＦＡＸ 03－3518－8876

代理店・扱者　株式会社ジオ・ビジネスサービス（全地連直属代理店）
〒101-0047 東京都千代田区内神田1－5－13（内 神田ＴＫビル３Ｆ）
☎ 03－3518－4900　ＦＡＸ 03－3518－4901
（受付時間：平日の午前9時30分から午後5時30分まで）
E-mail：geo-info@zenchiren-geo.co.jp
https://zenchiren-geo.jp

引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿１－２６－1
☎ 050－3808-5528　ＦＡＸ 03－6388－0161
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】（受付時間：24時間365日）**0120-727-110**

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ25-01858（2025/5/20 ）